

上場関係料金の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

2025年 3 月 12 日

株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本年 4 月 1 日から施行します。

今回の改正は、上場会社が納入する年間上場料をはじめとする上場関係料金についてより適切な新しい体系に整備するとともに、当取引所の市場運営コストが増加傾向にある中においても上場会社に過度な負担増とならないよう配慮した上で、公正かつ信頼される利便性の高い市場サービスの安定提供を継続できるよう見直すものです。

II. 改正概要

(備 考)

1. 年間上場料の見直し

- ・次に掲げる上場時価総額及び市場区分に応じた定額とします。

(上場時価総額)	(プレミア市場)	(メイン市場)	(ネクスト市場)
50億円以下	60万円	48万円	36万円
50億円超250億円以下	66万円	54万円	42万円
250億円超 5 百億円以下	72万円	60万円	48万円
5 百億円超25百億円以下	78万円	66万円	54万円
25百億円超 5 千億円以下	84万円	72万円	60万円
5 千億円超	90万円	78万円	66万円

- ・有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第710条第 3 項本文、注 3 (1)

- ・株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に重複して上場する会社については、上記金額より一律12万円を減算します。
- ・年間上場料は、毎年12月末における上場時価総額を基準に決定し、年 2 回（3 月及び 9 月）に半額ずつ納入することとします（期中における新規上場や市場区分の変更等の場合には、月割額によることとします。）。

- ・施行規則第710条第 3 項注 1
- ・施行規則第710条第 1 項、第 5 項～第11項、第711条

2. 上場審査料の見直し

- ・プレミア市場又はメイン市場の上場審査料を200万円、ネクスト市場の上場審査料を100万円とします。
- ・新規上場申請者が東証に同時に申請する場合又はいわゆるテクニカル上場する場合の上場審査料は、市場区分にかかわらず100万円とします。

- ・施行規則第702条第 1 項
- ・施行規則第702条第 2 項第 1 号

3. 新規上場時の上場手数料の見直し

- ・現行の定額料金及び定率料金に区分している体系から、「新規上場料」として、市場区分にかかわらず定額100万円としま

- ・施行規則第708条第 1 項

す。 ・新規上場に係る公募又は売出しを行う場合は、４．（１）①新株券の発行等に係る料金及び②新株券の上場に係る料金が別途必要となります。この場合の料金の上限額は４．（１）を適用せず900万円（定額料金100万円と合わせて1,000万円）とします。 ・国内の他の金融商品取引所に同時に上場される場合の現行の半額措置は廃止します。	・ 施行規則第709条 ・ 付則第２条
４．新株券の発行等及び上場に係る料金体系の整備 （１）上場会社が増資に伴う新株券の発行等を行う場合、次のとおり、新株券の発行等に係る料金と新株券の上場に係る料金を区分した料金体系とします。 ① 新株券の発行等に係る料金 １株当たりの発行価格又は売出価格に発行数、処分数又は売出数を乗じて得た金額の万分の１に相当する金額とします。ただし、料金の上限額は200万円とします。 ② 新株券の上場に係る料金 １株当たりの発行価格に発行数を乗じて得た金額の万分の４に相当する金額とします。ただし、料金の上限額は800万円とします。 ・事業の主体が名古屋市周辺外（東海４県他）にある上場会社（当該取引所のみを上場している会社を除きます。）を対象とした現行の半額措置は廃止します。 （２）上場会社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付により新株券の発行を行う場合、当該合併等の効力発生日の売買立会における最終価格に発行数（自己株式を交付する場合を含みます。）を乗じて得た金額の万分の１に相当する金額とします。ただし、料金の上限額は200万円とします。	・ 施行規則第712条第１項等 ・ 施行規則第713条第１項等 ・ 付則第２条 ・ 施行規則第714条
５．その他 （１）市場区分変更料の新設 市場区分変更料を新設し、50万円とします。 （２）上場廃止に係る審査料等の見直し 不適当な合併等により上場廃止を猶予されている上場会社の上場廃止に係る審査を行う場合の料金を100万円とします。 （３）その他 現行の「上場手数料等に関する規則」を廃止し、年間上場料及び上場手数料等の取扱いについて、有価証券上場規程施行規則上	・ 施行規則第715条 ・ 施行規則第707条、第706条 ・ 付則第２条

において整備します。

その他所要の改正を行います。

・ 有価証券上場規程第70
1条等

Ⅲ. 施 行 日

- ・ 2025年4月1日から施行します。
- ・ Ⅱ. 1. の年間上場料に関しては、2026年3月末日納入分から適用します。
- ・ Ⅱ. 2. から4. の上場審査料及び新規上場時の手数料に関しては、施行日以後に新規上場申請を行う会社から適用します。
- ・ Ⅱ. 4. (1)①の売出しに係る新株券の発行等に係る料金に関しては、2027年4月1日から適用します。
- ・ Ⅱ. 5. (1) の市場区分変更料及び(2)の上場廃止に係る審査料等に関しては、施行日以後に市場区分の変更申請及び不適当な合併等に係る審査の申請を行う会社から適用します。

以 上